

栃木市地域公共交通 運行実施計画

令和2年3月

令和5年4月 一部改定

令和5年9月 一部改定

栃木市

■ 目 次 ■

第1	はじめに	
1-1	目的	1
1-2	計画の基本方針	2
第2	ふれあいバス運行実施計画	
2-1	運行実施概要	3
2-2	ふれあいバス運行計画	4
第3	蔵タク運行実施計画	
3-1	運行実施概要	16
3-2	蔵タク運行計画	18
3-3	蔵タク利用方法	23
第4	公共交通関連施策の実施計画	
4-1	運転免許証自主返納者への支援	25
4-2	ユニバーサルデザインタクシー導入促進	25
第5	運行評価	
5-1	評価指標における目標値の設定	26

第1 はじめに

1-1 目的

本市では、平成23年3月に策定しました「栃木市地域公共交通総合連携計画」に基づき、平成23年10月から蔵タクとふれあいバスの試行運行を順次開始し、平成26年4月から本格運行に移行しました。

また、平成26年に「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」が改正されたことを受け、平成30年10月に「栃木市地域公共交通網形成計画」を策定したところであります。

ふれあいバス及び蔵タクについては、試行運行から本格運行において、利用状況や地域住民からの意見・要望等を踏まえて定期的に運行評価を実施し、運行内容の見直し改善を図るとともに、市民・利用者を対象としたアンケート調査を実施し、運行内容の検証を行いました。

本実施計画は、こうした運行や調査の結果を踏まえ、地域の実情にあった持続可能な公共交通体系を構築するため、具体的な運行の実施方法を定めることを目的に策定します。

1-2 計画の基本方針

網形成計画における基本方針に基づき、計画を策定します。

栃木市地域公共交通網形成計画の基本方針

(平成30年10月策定)

●市民目線に立った利便性の高い公共交通の充実

自家用車を運転できない高齢者等を中心とする市民の足を確保し、日常生活を送るうえで必要な公共交通の充実を図るとともに、市民や利用者からのご意見・ご要望を踏まえ、必要に応じ路線やダイヤなど運行内容の見直しを行うことで、利便性の向上を図ります。

また、誰もが容易に移動できる交通手段を確保するため、待合空間の改善、車両のバリアフリー化等を行い、市民の外出を支える公共交通の充実を図ります。

●将来にわたり持続可能な公共交通網の構築

高齢者人口の増加や高齢化率の上昇が見込まれる将来において、公共交通の確保・維持は、ますます重要になってくることから、公共交通に係る施策が将来にわたり持続可能なものとなるよう、地域の実情に即した、効率的・効果的な公共交通網の構築を目指すとともに、地域、交通事業者、行政の協働による公共交通の利用促進を図ります。

また、高齢者や障がい者、学生などに配慮しつつ、適正な受益者負担を図るための運賃体系の構築を目指します。

●コンパクトシティのまちづくり、経済の活性化、観光の振興など、魅力あるまちづくりを視野に入れた公共交通の充実

公共交通の充実とは、地域社会全体の価値向上のための手段の1つであるとの考えに基づき、コンパクトシティのまちづくり、経済の活性化、観光の振興、環境負荷の軽減などを視野に入れた公共交通の充実を図ります。

また、鉄道をはじめとする公共交通機関相互の連携強化を目指します。

第2 ふれあいバス運行実施計画

ふれあいバスの運行実施計画を以下のとおり定めます。

2-1 運行実施概要

(1) 実施期間

令和2年3月21日（土）から令和7年3月31日（月）とします。

(2) 事業方式

道路運送法第4条の許可に基づく、一般乗合旅客自動車運送事業とします。

(3) 運行形態

定時性を追及する「通勤・通学・観光」の足を確保し、地域間交流の促進による地域活性化の一翼を担い、市の一体感の醸成を図るため、道路運送法施行規則第3条の3第1号に定める「路線定期運行」（路線を定めて運行するものであって、設定する運行系統の起終点及び停留所の時刻設定が定時である運行の形態）とします。

(4) 運行方法

運行方法はワンマン運行とします。

(5) 実施主体

実施主体は栃木市ですが、運行業務の全てを、事業許可を有する旅客運送事業者が行うものとします。

(6) 運行事業者の選定

運行事業者の選定については、プロポーザル方式により、事業者の概要、業務実績、事業に対する提案内容、運行経費等を総合的に評価して決定します。

1路線につき1事業者を原則としますが、運行車両が1台の路線については、予備車両の確保や乗務員の配置など、車両2台の路線と比較し経費を要するため、可能な範囲で2路線を基準に契約するものとします。

(7) 運行事業者

番号	路線	車両数	運行事業者
1	寺尾線	2台	関東自動車(株)
2	市街地循環線	1台	蔵の街観光バス(株)
3	市街地北部循環線	1台	
4	部屋線	2台	蔵の街観光バス(株)
5	真名子線	2台	関東自動車(株)
6	金崎線	小型1台	富士観光バス(株)
7	大宮国府線	小型1台	TCB観光(株)
8	皆川樋ノ口線	小型1台	
9	小野寺線	1台	関東自動車(株)
10	大平線	2台	(株)ティ・エイチ・エス
11	藤岡線		
12	岩舟線	2台	(株)ティ・エイチ・エス
合計		16台	

※バリアフリー対応については、小型車両で運行する西方線、大宮国府線、皆川樋ノ口線を除く

(8) 運行費補助

運行事業者に対しては、運行に伴う赤字補てんとして、運行経費から運賃収入及びその他運行に伴う収入を差し引き、支払う補助金を算出します。

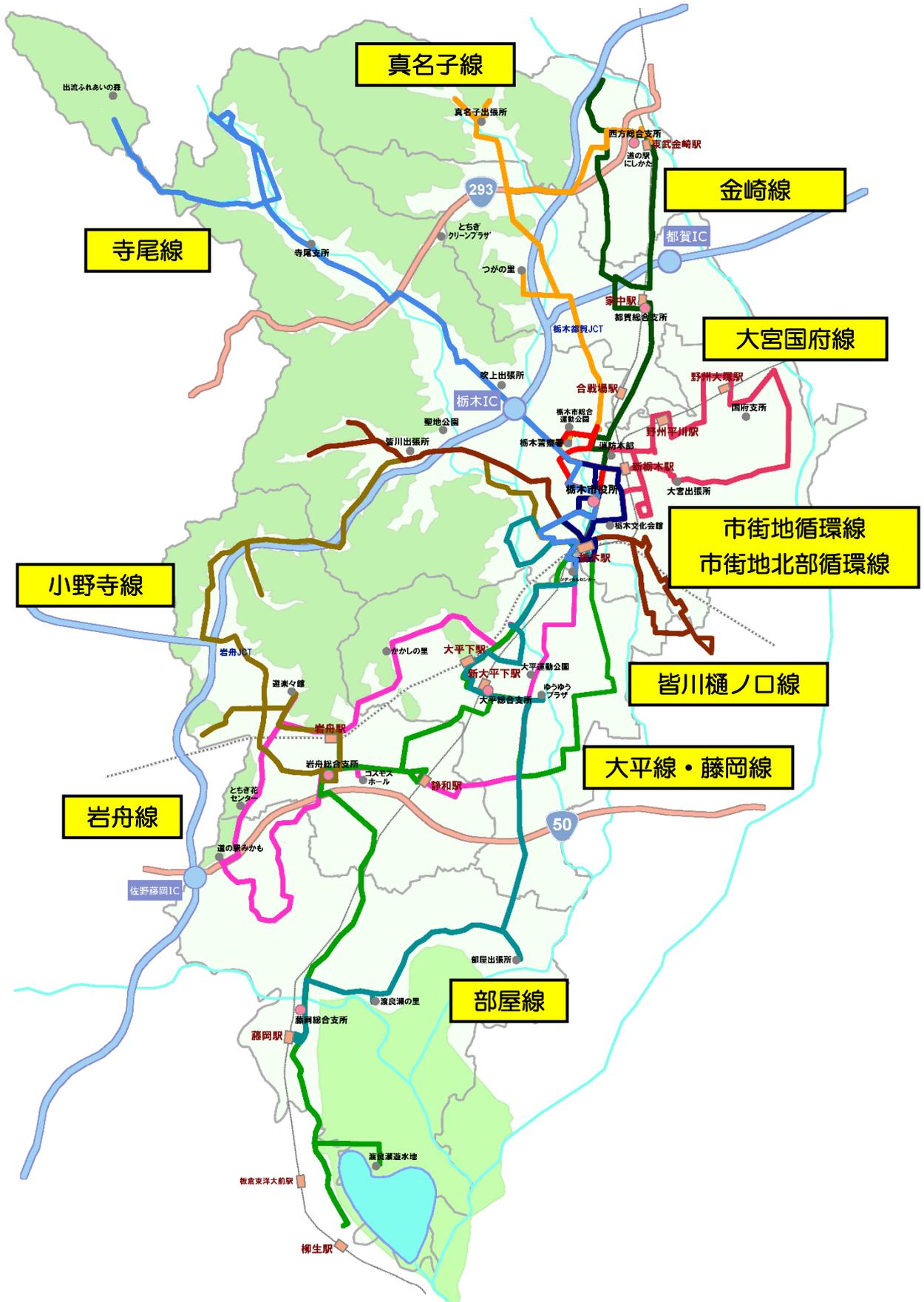
2-2 ふれあいバス運行計画

(1) 運行ルート

運行ルートについては、以下の項目に配慮したルートを基本とします。

配慮する項目	運行ルートの設定
利用ニーズの高い施設	・地域の人口分布やアンケート調査結果等を参考に、利用ニーズの高い医療施設や商業施設、駅、高等学校、公共施設、観光施設などを結びます。
他の公共交通との乗り継ぎ	・鉄道とバス、デマンド交通との乗り継ぎを考慮したルートと運行ダイヤを設定します。

【 ふれあいバス路線イメージ図 】



(2) 停留所

道路の条件や関係法令を遵守しつつ、可能な限り身近な場所に設置するとともに、鉄道との乗り継ぎの利便性や、需要の多い医療施設や商業施設、高等学校、公共施設、観光施設などの利用に配慮した場所に設置します。

(3) 自由乗降区間（フリー乗降制）

交通条件や道路条件、沿線施設等の条件など、交通の安全性に配慮しつつ、支障のない区間については、運行ルート上であれば停留所以外の場所から乗降できる自由乗降区間を設定し、周辺地域の利用者の利便性向上を図ります。

【自由乗降区間のバス利用方法】

乗車時	・利用者は、運行ルート沿線上の、安全かつバスが見える場所でバスを待つ。 ・バスが見えたら、利用者は運転手に分かるように手を挙げて合図をする。
降車時	・降車場所が近づいたら、利用者は運転手に口頭で降車希望場所を申し出る。

【自由乗降区間の設定基準】

自由乗降区間は、次の全てを満たす区間とし、関係法令及び通達に基づき設定します。

- ①信号や交差点、横断歩道など、道路交通法に規定する停車及び駐車を禁止する場所が連続しない区間（※主に市街地及び市街地周辺は対象外）
- ②バスが自由に停車しても追突などの危険性が低く、周囲を走行する車両や歩行者、利用者等の交通安全が確保できる区間（※バイパスは対象外）
- ③交通量が少ない区間や、バスが自由に停車することにより対向車や後続車など周囲を走行する車両等の交通渋滞などへの影響が少ない区間
- ④乗務員が走行中にバス利用者を目視確認した後、バスが安全に停車できる距離がある見通しの良い区間
（※車両速度が遅くてもカーブなど見通しが悪く、バス利用者を確認してから停止までの距離を確保できない区間は対象外）
- ⑤歩行者が少なく、乗務員がバス利用者であることを容易に認識できる区間
（※道路や交通条件を満たしても、歩行者が多く乗務員がバス利用者を判断することが難しい市街地や観光地は対象外）

自由乗降区間であっても、乗降できない場所は以下のとおりとします。

- ①道路交通法に規定する停車及び駐車を禁止する場所及びその前後
- ②近隣に停留所がある場所
- ③乗務員が、車両や歩行者、利用者等の安全が確保できないと判断した場所
- ④乗務員が、対向車や後続車等の交通に支障があると判断した場所
- ⑤その他乗務員が、乗降に問題があると判断した場所

自由乗降区間の見直しについては、交通量や道路状況の変化により、必要に応じて見直しを実施します。

(4) 運行ダイヤ

毎日の運行を基本とし、駅などの乗継施設では乗継時間をできるだけ短縮するとともに、鉄道や他の系統のバスとの乗換え時間を考慮した設定とします。

市民アンケートや利用状況に応じた系統の設定を行います。

配慮する項目	運行ダイヤの設定
利用ニーズに即した時刻の設定	・朝夕の通勤や通学時間帯、通院や日中の買い物時間帯など、利用状況やニーズに応じた時刻を設定します。
他の公共交通との乗り継ぎを考慮した時刻の設定	・鉄道を中心とした、他の公共交通との乗り継ぎ、バス乗り継ぎ拠点における乗り継ぎ連携を考慮した運行ダイヤを設定します。

(5) 運賃の設定

運賃は、交通弱者等の過度の負担とならず、利用者の需要が見込める額とするとともに、利用者にとってわかりやすい一律運賃とします。

また、市内の民間路線バスに配慮するとともに、近隣市の運賃額及び、採算性を考慮した運賃額を設定します。

【運賃】

- ・全路線一律：200円
- ・高齢者（75歳以上）：100円
- ・障がい者（手帳提示）及び、障がい者と同乗し介護する方：100円
※身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかを所持する者。
乗車の際に、利用者に手帳（コピー可）の提示を求め、確認するものとする。
- ・小学生以下：無料

【運賃の算出根拠】

■市内民間路線バス

関東自動車国学院線：180円～240円

■近隣市コミュニティバス運賃設定

佐野市：310円（一律）

足利市：210円（一律）

小山市：200円（一律）

■採算性（輸送力に対する収入）

乗車定員100%の満車時に、収支100%とした場合の必要な運賃額

・H29 運行経費 ÷ (車両定員 × 運行回数 × 365日)

317,762千円 ÷ (13～48人 × 8～19便 × 365日) = 194.2円

【4,482人】

【1日乗車券】

- ・ふれあいバスの利用と乗り継ぎ促進を図るため、ふれあいバス全路線を1日乗降自由とする1日乗車券を設定します。

1日乗車券：400円

- ・1日乗車券の支払いは現金のみとし、金券や回数券との交換は不可とします。
- ・1日乗車券の払い戻し及び差額を払って他の券との交換は不可とします。

【回数券】

- ・公共交通の利用促進を図るため、ふれあいバスと蔵タクの両方に使用できる共通回数券を発行します。

ふれあいバス蔵タク共通回数券：1,000円（100円券11枚綴り）

- ・回数券の払い戻しは、運行事業者の営業所で行うものとし、購入額から使用した枚数に1回あたりの利用額を乗算した額を差し引いた金額を払い戻すこととします。

例：1,000円券（額面1,100円）を3枚使用した場合、払戻額700円（額面残800円より100円少ない）

【定期券】

- ・通勤、通学利用者の利便性の向上を図るため、また、高齢者の日常生活の足を確保するため、定期券を発行します。

なお、定期券の発行区分及び料金は以下のとおりとします。

区分	通勤（一般）定期		通学定期	
	大人	高齢者（75歳以上） 障がい者とその介護者	大人	高齢者（75歳以上） 障がい者とその介護者
1か月	7,200	3,600	4,800	2,400
3か月	20,400	10,200	13,600	6,800

- ・定期券は、全路線、有効期限内乗降自由とします。

《算出式》

【1か月定期】

- ・一般定期 基準運賃 200円×30日×2(往復)×0.6程度
- ・通学定期 基準運賃 200円×30日×2(往復)×0.4程度

【3か月定期】

- ・1か月定期の算出式 × 3か月 × 95%程度

※参考データ

- ・年間の平日数約244日
月の平均平日数20.3日
- ・通勤定期の料金設定は30日×0.6=18日分
- ・学校の平均日数約200日（195～205日）
月の平均平日数：16.6日
- ・通学定期の料金設定は30日×0.4=12日分
- ・回数券は11枚綴りで10枚分の料金（約10%割引）
- ・平日のみ利用する場合：1か月20日、10%引きで18日分の料金

- ・通学定期は、高等学校、短大、大学、専修学校など、学校が発行する通学証明書の確認、または学生証の提示による取り扱いとします。

- ・定期券の払い戻しについては、以下とおりとします。

払戻金額＝購入金額－（券面区間の片道運賃×2（往復）×有効期間初日からの経過日数）－520円（手数料）

払戻場所：運行事業者の営業所・定期券センター

（バス車内における払い戻しは不可）

払い戻しに必要となる物：払い戻す定期券の原本（払い戻し時に回収）

- ・定期券の券面は以下のとおりとします。

《 おもて 》

①栃木市ふれあいバス ●●定期乗車券	②No.999999
③ふれあいバス路線全地区	
④2020年3月20日発行	
⑤2020.4.1 から 2020.6.30 まで	
⑥とち介 様（18歳）	⑧3か月
⑦〇〇〇〇株式会社	⑨運賃 10,000円

①券種（通勤・通学）、ふれあいバス定期券である旨の表示

②管理番号、発行番号等

③有効区間（ふれあいバス路線全地区）

④発行日

⑤有効期間（始期および終期）

⑥氏名・年齢

⑦発行場所

⑧期間

⑨券面金額

《 うら 》

◆御注意◆

1. 本券はお降りの際、必ず係員にお見せください。
ご所持なき場合は、規定により通常運賃を受領いたします。
2. 次のような場合は乗車券を回収し、規定による割増金を受領いたします。
 - イ. 身分、氏名、年齢、その他事実を偽って請求したものを使用时
 - ロ. 券面の記載事項を塗抹改変したとき
 - ハ. 他人名義のものを使用时
 - ニ. 通用期間の経過したものを使用时
 - ホ. その他不正なことをしたとき
3. 本券は紛失せられても再発行はいたしません。
4. 継続お買い求めの場合は、通用期間の切れないうちに本券ご持参のうえ、新券と御引換ください。

(6) 運行車両の設定

【定員】

- ・運行車両については、ピーク時の乗車人数や道路幅員や転回スペースなどを考慮するとともに、路線単位で設定します。
- ・乗車定員30人程度の車両を基準とし、道路状況及び利用状況等を踏まえ、バス車両での運行が難しいなど、小型車両の運行が適切である路線については、乗車定員14人程度の車両を設定します。

【ラッピング】

- ・市章の色に準拠するこれまでのデザインを踏まえるとともに、栃木市マスコットキャラクター「とち介」のデザインを加えるものとします。
- ・路線ごとのカラーリング、利用者に親しみがわくような車両デザインの統一化を図ります。
- ・3色のカラーリングで、路線の方角（北・中央・南）を明確にします。



《グリーン》

CMYK C : 65
M : 8
Y : 95
K : 0
DICカラー 212



《オレンジ》

CMYK C : 0
M : 35
Y : 100
K : 0
DICカラー 205



《ブルー》

CMYK C : 99
M : 43
Y : 0
K : 0
DICカラー 182

【ふれあいバス名称の表示】

- ・ふれあいバス名称の表示については、HG P創英角POP体またはこれに類似するフォントとします。
文字サイズについては、表示可能なサイズを車種ごとに定めることとしますが、以下を目安とします。

【乗車定員30名程度の車両】

車両側面	
車両前面 後面	

【乗車定員14名程度の車両】

車両側面	
車両前面 後面	

カラー：バスの車体の色に合わせ、市章に準拠した色
文字の輪郭に黒線

【行先等表示】

- ・路線名、路線ごとの番号を表示し、併せて方向幕による行き先等を表示し、行き先が容易に識別できるようにします。
- ・小型車両により車体に表示することができない場合を除き、表示方法は以下のとおりとします。

路線名：車両前面、左側面

路線番号：車両前面、左側面

行先方向幕：車両前面、左側面

【バリアフリー対応】

- ・車両の導入にあたっては、バリアフリーに配慮した車両の導入を検討します。

(7) 運行時の対応

【事故対応】

- ・事故が発生した場合、運行事業者及び乗務員は別に定めるマニュアルに従い対応を行います。

【遅延証明】

- ・ふれあいバスが遅延した場合、希望者に下記の遅延証明書を発行します。
原則として、バス車内において発行します。

遅延証明書				
ご迷惑をお掛けいたしました。				
年	月	日		
時	分	(停留所名)		行
ふれあいバス		(路線名)	線は、	
1. 自然渋滞 2. 事故渋滞 3. その他 ()				
のため、〇〇分遅れたことを証明いたします。				
年	月	日		
			運行事業者名	

(8) 周知・広報

ふれあいバスの利用促進を図るため、以下の通り周知広報を実施します。

【時刻表・路線図の作成、配布】

- ・利用者の目線に立って、普段は公共交通を利用しない人や来訪者にもわかりやすいふれあいバスの時刻表や路線図を作成します。
地区ごとの時刻表や外国語に対応した時刻表を作成します。
なお、時刻表・路線図は主要な公共施設のほか、乗継施設である鉄道駅及び大規模医療施設や商業施設等に設置します。

【広報とちぎへの掲載】

- ・市全域に配布される「広報とちぎ」に、上記の時刻表や路線図を折り込むとともに、運賃や利用方法などをわかりやすく掲載します。

【地域説明会や出前講座の実施】

- ・運行概要等を説明する地域説明会を開催します。
また、高齢者団体等の各種団体に出向き、出前講座を開催します。

【インターネットでの情報提供】

- ・ホームページでは、運行概要のほか、運行ルートや運行ダイヤ等を掲載するほか、SNSを活用した広報を実施します。

【ふれあいバスを利用した観光案内の作成・活用】

- ・関係機関等との連携によりふれあいバスを利用した観光案内を作成し、随時見直しや更新を行い、観光及び市内散策における利用促進を図ります。

【運賃割引制度の導入】

- ・選挙や県民の日など、運賃割引を実施し、公共交通の利用促進を図ります。

(9) 待合環境の改善

停留所における待合環境を改善するため、各種施設敷地内及び私有地に設置している停留所を中心に安全面等において支障のない範囲で待合用ベンチを設置します。

また、上屋設置の推進や、遅延情報等をリアルタイムで確認できるバスロケーションシステムの導入など、交通弱者が利用しやすい環境整備を推進します。

(10) 実績報告

運行事業者は、毎月の利用者数、運賃収入及び走行距離等を翌月上旬に、交通防犯課に報告するものとします。

(11) 広告

車両に関する広告については、運行事業者との契約時に定める「栃木市ふれあいバス広告掲載仕様書」に基づくものとします。

(12) 運行内容の見直し方針

運行内容の見直しにあたっては、以下により実施します。

- ・より多くの乗客を移送できるメリットを最大限に発揮できるよう、利用状況や市民意向に配慮した路線等を見直しを行います。
- ・原則として、運行内容の見直しを行うことにより、現在より多くの利用が見込まれる見直しや、運行時間や距離が減少することにより、費用対効果が期待できる見直しを行います。
- ・利用実績等のデータを適宜チェックし、運行ルートの見直しを行います。
- ・通勤や通学など定期利用者に配慮し、原則として、年度単位で見直しを行うこととします。
- ・大規模な見直しを行う際は、市民生活に大きな影響を及ぼす可能性があることから、事前にお知らせをしながら実施します。
- ・車両制限令など関係法令を順守します。
- ・市内の拠点を連絡する軸の強化や拠点から地区内に伸びる支線の効率的化を図る見

直しを実施します。

- ・分かりやすい路線の設定や、鉄道や他のバス路線と、スムーズな乗継ぎを実現するための直しを実施します。
- ・寺尾地区における路線の見直しについては、「寺尾まちづくり協議会生活バス利用促進部会」に協議のうえ実施します。

(13) その他

1日乗車券を提示することにより、入館料等の割引の実施について、市内観光施設及び商業施設の協力をいただき実施します。

また、観光施設等と連携し、入場料等と乗車券を併せた企画乗車券の設定について検討します。

第3 蔵タク運行実施計画

蔵タクの運行実施計画を以下のとおり定めます。

3-1 運行実施概要

(1) 実施期間

令和2年4月1日（水）から令和7年3月31日（月）とします。

(2) 事業方式

道路運送法第4条の許可に基づく一般乗合旅客自動車運送事業とします。

(3) 運行形態

高齢者や障がい者等の自家用車などの交通手段を持たない方が、安全に安心して利用できるとともに、日常生活の移動の利便性を確保するため、道路運送法施行規則第3条の3第3号に定める「区域運行」（路線を定めず、利用者の要求に応じて最大限の乗合を行うよう予約により運行する）とし、栃木市内の全域で、玄関から玄関（ドア to ドア）へ送迎する完全デマンド方式とします。

(4) 運行方法

運行方法はワンマン運行とします。

(5) 実施主体・運行業務

実施主体は栃木市ですが、運行業務は、事業許可を有するタクシー事業者が行うものとします。

また、交通防犯課に「蔵タク予約センター」を設置し、利用者からの電話予約をオペレーターが対応します。

(6) 運行事業者の選定

運行事業者の選定については、市内に営業所を有する全てのタクシー事業者で、蔵タクへの参加を希望する事業者とします。

(7) 運行事業者

千代田タクシー(有)、栃木合同タクシー(株)、(有)大平タクシー、
藤岡タクシー(株)、(有)都賀タクシー、(株)新交通、岩舟タクシー(株)、
安全タクシー(有)

(8) 運行費補助

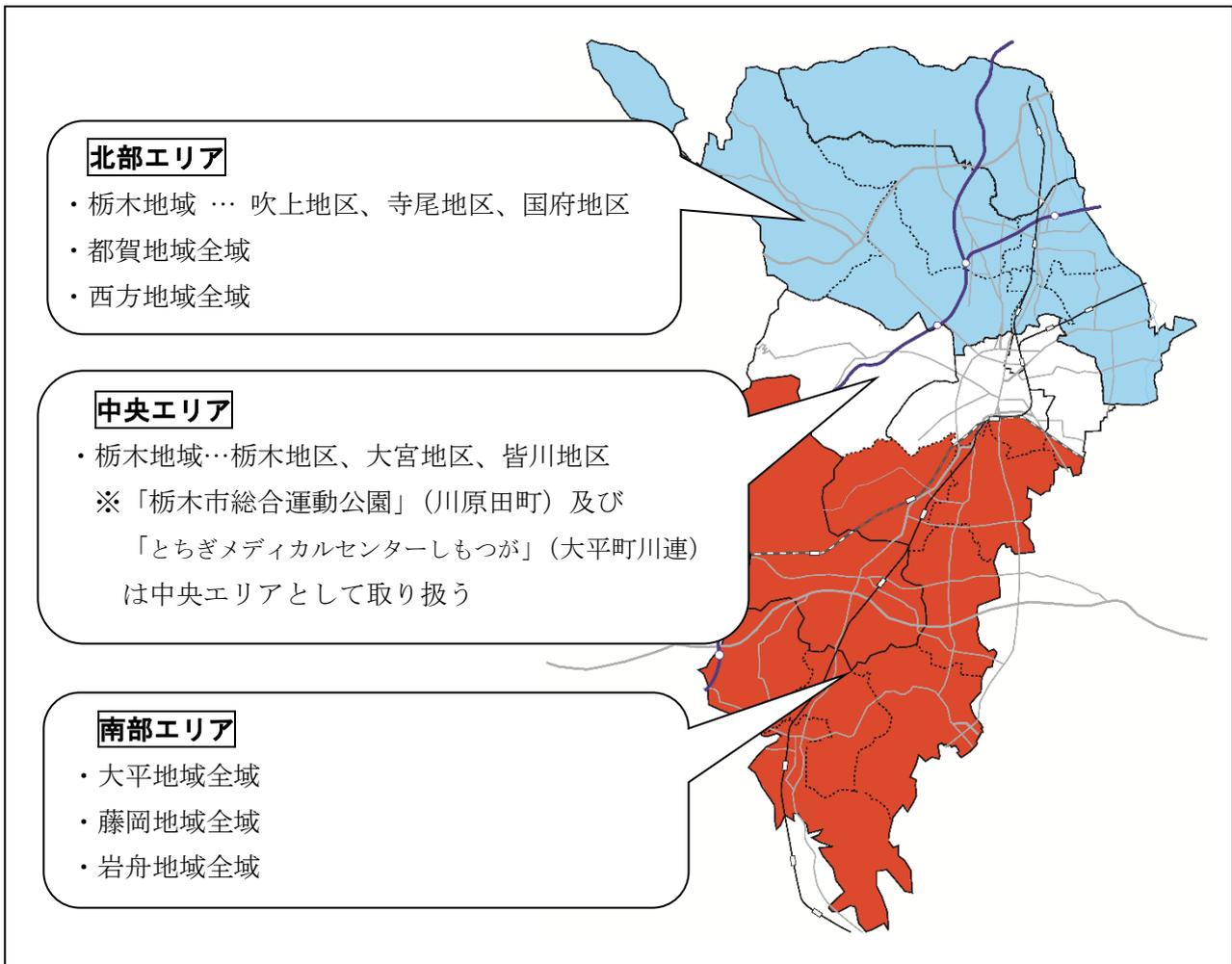
- ・事業者へ支払う補助金については、1日当たりの借上げ料に、運行日数を乗じた金額から運賃収入等運行に伴う収入を差し引いて算出します。
- ・車両の借上時間は、7時45分から17時15分までのうち、昼休憩時間を除いた時間とします。

3-2 蔵タク運行計画

(1) 運行区域

運行区域は、栃木市全域とし、1時間に1便を送迎するよう、効率性に配慮した運行エリアを設定するため、北部、中央、南部の3エリアとします。

《 運行エリア図 》



< エリア別運行区域 >

- 北部エリアー「北部エリア」内と「中央エリア」への移動
- 中央エリアー「中央エリア」内と「北部エリア」「南部エリア」への移動
- 南部エリアー「南部エリア」内と「中央エリア」への移動
- ※北部エリアと南部エリア間の移動は、中央エリアの乗り継ぎポイント(市役所本庁舎)で乗り換える。

(2) 南北エリア間移動の乗り継ぎポイント

蔵タクで、北部エリアから南部エリア、もしくは南部エリアから北部エリアといった市全域の移動を可能にするため、中央エリア内の市役所本庁舎を、蔵タクでの南北エリア間の乗り継ぎポイントとして設定します。

(3) バス乗継拠点施設の設定

旧市町を細分化した地区を設定し、各地区に蔵タクとふれあいバスとの乗継拠点施設を定め、バス利用の促進を図ります。

《 バス乗継拠点施設 24か所 》

地域	地区	バス乗継拠点施設
栃木	栃木	市役所本庁舎・長寿園
	大宮	泉寿園
	皆川	皆川郵便局
	吹上	福寿園
	寺尾	梅沢郵便局
	国府	国府郵便局
大平	大平西	大平総合支所・プラッツおおひら
	大平東	ゆうゆうプラザ※・大平横堀郵便局
	大平南	ゆうゆうプラザ※・大平水代郵便局
藤岡	部屋	部屋出張所
	藤岡	藤岡総合支所
	赤麻	渡良瀬の里
	三鴨	道の駅みかも
都賀	家中	都賀総合支所
	赤津	赤津郵便局
西方	西方	西方総合支所・北部健康福祉センター
	真名子	真名子夢ホール
岩舟	岩舟	岩舟総合支所
	静和	岩舟静和郵便局
	小野寺	遊楽々館

※ゆうゆうプラザは大平東地区及び大平西地区にまたがって立地しているため、両地区共通のバス乗継拠点施設として取扱うこととします。

(4) 運行日と運行時間

通院や買い物など、高齢者等の交通弱者の日常生活の移動実態に合わせるとともに、ふれあいバスや一般のタクシー営業との競合に配慮して、以下の通り運行日と運行時間を設定します。

運行日	： 月曜から金曜日（ただし、休日・12月29日から1月3日は除く）					
運行時間	： 1時間に1便、平日の8時から17時					
	・ 8時便	・ 9時便	・ 10時便	・ 11時便	・ 12時便	・ 13時便
	・ 14時便	・ 15時便	・ 16時便	合計9便		

また、運行前及び運行後に車両の点検等を行うものとします。

(5) 運賃の設定

高齢者等の交通弱者の過度の負担とならないことを考慮しつつ、完全デマンド方式という高いサービスレベルの運行形態であることも考慮し、ふれあいバスよりも高めの設定とするとともに、他市の事例との均衡も図り、以下のとおりに設定します。

【運賃】

- ・ 大人：400円（中学生以上、乗り継ぎの有無を問わず）
- ・ 障がい者（手帳提示）及び障がい者と同乗し介護する方：200円
※身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかを所持する者。
乗車の際に、利用者に手帳（コピー可）の提示を求め、確認するものとする。
- ・ 3歳から小学生：200円
- ・ バス乗継拠点施設への送迎：100円（乗車地区及び隣接地区内に限る）
- ・ 3歳未満：無料

【運賃の算出根拠】

■ 市民アンケート調査

- ・ 平成29年11月実施の公共交通に関する市民アンケート調査結果における、公共交通の妥当な運賃額400円

■ 他公共交通の状況

- ・ 自宅から目的地まで送迎するため、バスと比較してサービスレベルが高い。
- ・ 市内全域ドア to ドアのフルデマンドは、県他市デマンド交通と比較してサービスレベルが高い。

※デマンドタクシーを運行する県内10市のうち、市内全域を運行エリアとしている市は、栃木市(331.5km²)、真岡市300円(面積167.2km²)、下野市300円(面積74.59km²)の3市のみ。うち、ドア to ドアのフルデマンドは栃木市と下野市のみ。

- ・ 民間タクシーへの影響を配慮（民間タクシー初乗り730円、H30.4月時点、栃木県タクシー協会）

■ 採算性（輸送力に対する収入）

平成29年度運行経費 ÷ (車両定員 × 1日の運行回数 × 運行日数244日)

85,611千円 ÷ (定員77人 × 8便 × 244日) = 570円

※乗車定員100%の満車時に、収支100%とした場合の必要な運賃額

【回数券】

- ・公共交通の利用促進を図るため、ふれあいバスと蔵タクの両方に使用できる共通回数券を発行します。

ふれあいバス・蔵タク共通回数券：1,000円（100円券11枚綴り）

- ・回数券の払い戻しは、運行事業者の営業所で行うものとし、購入額から使用した枚数に1回あたりの利用額を乗算した額を差し引いた金額を払い戻すこととします。

例：1,000円券（額面1,100円）を3枚使用した場合、払戻額700円（額面残800円より100円少ない）

（6）運賃の徴収方法

運賃徴収は、現金又は回数券とし、乗車時に乗務員に支払うものとします。

なお、回数券販売箇所は、蔵タク車内又は運行事業者の営業所とします。

（7）運行車両

運行車両は、タクシー事業者のタクシー14台を借り上げ、その内3台は障がい者の移動に対応した車椅子対応車両とします。

車両の形体は、ワンボックスタイプのタクシー5台とユニバーサルデザインタクシー2台、セダンタイプのタクシー7台とします。

（8）運行時の対応

【事故対応】

- ・事故が発生した場合、運行事業者及び乗務員は別に定めるマニュアルに従い対応を行います。

【デマンドシステムの障害】

- ・蔵タク運行システムの障害が発生した場合、別に定める「デマンドタクシー運行システム障害発生時対応手順」に従い対応を行います。

(9) 周知・広報

蔵タクの利用促進を図るため、以下の通り周知・広報を実施します。

【広報とちぎへの掲載】

- ・市全域に配布される「広報とちぎ」に、必要に応じて利用者登録や予約等の利用方法を掲載し、制度の周知に努めます。
- また、パンフレットや利用者登録票を折り込み、利用促進を図ります。

【地域説明会や出前講座の実施】

- ・運行概要、利用方法等を説明するため地域説明会を開催します。
- また、高齢者や障がい者等の各種団体に出向き、出前講座を開催して説明を行います。
- なお、希望者がその場で利用者登録が可能となるよう、利用登録票を配布します。

【インターネットでの情報提供】

- ・ホームページでは、運行区域や運行日等の運行概要のほか、利用者登録や予約等の利用方法などをわかりやすく掲載します。
- ・利用者登録が速やかに行えるよう、パソコンやスマートフォンで電子申請による利用者登録が可能となる仕組みを実施します。

【福祉関係窓口、民生委員、ふれあい相談員による周知】

- ・本庁及び各総合支所の福祉関係窓口、パンフレット及び利用登録票を設置するとともに、民生委員やふれあい相談員等にもパンフレット及び利用登録票を配布し、来庁者及び訪問先の高齢者等への周知及び利用促進を図ります。

(10) 実績報告

運行事業者は、毎月の利用者数、走行距離及び運賃収入等を翌月上旬に交通防犯課に報告するものとします。

3-3 蔵タク利用方法

(1) 利用対象者

- ・蔵タクの利用は、利用者登録を済ませ、事前に予約した者が利用できるものとし
ます。
- ただし、利用者登録を済ませている者と同乗し、乗降場所を同じとする者につい
ては、利用者登録を行っていない場合でも利用できるものとし
ます。
- ・次に該当する場合は原則として利用できないものとし、利用を拒否することができ
るものとし
ます。

《 利用できない場合 》

- ・小学生未満の者の利用で、保護者等の付き添い者を伴わない場合
- ・自力で乗降できない者であって、乗務員1人では乗降の支援ができないなど、利
用者が安全な乗降をできない場合や、乗務員が車両から離れる必要があるなど
防犯等に支障がある場合
- ・盲導犬、聴導犬、介助犬を除くペット等の動物を同乗させる場合
- ・泥酔した者や不潔な服装など、他の利用者に迷惑となる場合
- ・ストレッチャー、リクライニング車椅子など、蔵タク車両に固定できない車椅
子等での利用の場合
- ・他の利用者に危害が及ぶ恐れがあると判断できる場合
- ・その他適正な運行を妨げる恐れがあると判断できる場合

(2) 利用者登録

- ・利用時の予約手続の短縮化、利用状況の把握を行うため、利用者登録（無料）を実
施します。

《 登録方法 》

- ・利用登録票に住所、氏名、年齢、性別、電話番号、道路状況等配慮が必要な事
項を記入し、市窓口への持参、郵送、FAXにより交通防犯課へ提出します。
- ・登録は世帯ごとを基本とし、個人での登録も可能とします。

- ・利用者登録できる者は、市内に住所を有する個人、世帯とします。

ただし、市内小中学校の生徒が利用するため、教員が代表して登録することもでき
ます。

(3) 予約方法

- ・利用方法は、事前予約制とし、予約センターに電話で予約します。
- ・予約の受付時間は、月曜日から金曜日のうち休日及び年末年始（12月29日から1月
3日）を除く営業日の7時30分から17時までとします。
- ・予約の受付開始は、利用日の1週間前からとします。
- ・予約の締め切りは、乗車予定便の出発時刻の1時間前とします。ただし、始発便
（8時）については、前営業日の午後5時までとします。
- ・予約する際には、往路・復路を併せて予約できることとします。

- ・利用者は、利用を取り消す（キャンセルする）場合は、速やかに予約センターへ連絡するものとします。

（４）予約受付

- ・オペレーターは、予約者に対して、複数の乗り合せて運行するため、乗降場所への到着時間については、十分な余裕を勘案して案内するものとします。
また、道路事情等により予約者の希望する乗降場所への運行が困難な場合は、運行可能な範囲で予約受付をします。
- ・予約締切時間を過ぎた場合や、予約対象車両の利用者が定員になった場合は、別便を案内するものとします。
- ・自力で乗降できない方で、ドライバー1人では乗降の支援ができないなど、利用者が安全な乗降をできない場合については、介護者の同伴を求めるものとします。
- ・未就学児の利用については、保護者の同伴を求めるものとします。
- ・悪天候時における運行の判断は、運営責任者（市）と運行事業者が、連絡及び協議し判断するものとします。

（５）運行決定

- ・予約時において利用者が1名以上いる場合に運行します。
なお、事前予約が全くなかったとき及び、運行開始時間前にすべての予約の取消があったときは、運行しないものとします。
- ・運行については、運行事業者の乗務員が予約センターからの配車指示に従い、行うものとします。

（６）その他

- ・蔵タクは移動が困難な方や、バス停から遠いなど公共交通を利用できない方を優先に利用いただけるよう利用者に対して周知活動を行います。
- ・蔵タクの利用方法を知らない方のために、コミュニティを利用した口コミや出前講座による行政からの周知を行います。

第4 公共交通関連施策の実施計画

その他公共交通に関連する施策の実施計画を、以下のとおり定めます。

4-1 運転免許証自主返納者への支援

【運転免許証自主返納支援制度】

高齢者ドライバーによる交通事故が増加する中で、交通安全の推進とふれあいバスの利用推進を図るため、運転に不安を感じる者の運転免許証の自主返納を支援します。

支援内容は、ふれあいバス・蔵タク共通乗車券 10,000 円を交付します
申請にあたっては、運転免許証自主返納から 1 年以内を期限とします。

4-2 ユニバーサルデザインタクシー導入促進

【ユニバーサルデザインタクシー導入促進補助制度】

足腰の弱い高齢者、車いす使用者、ベビーカー利用の親子、妊娠中の方など、誰もが利用しやすく、誰もが普通に使える一般タクシーであるユニバーサルデザインタクシーの導入を促進します。

国や県のユニバーサルデザインタクシーの導入促進施策と連携し、市内に事業所を有するタクシー事業者に対する補助制度を実施します。

(平成30年度～令和2年度)

第5 運行評価

利用状況等について具体的な評価指標を設定し、定期的に運行評価を実施するとともに、地域住民等の意見・要望も踏まえ、運行内容の見直し改善を図ります。ただし、見直し後も改善の見通しが無い場合には、運行形態の変更を検討します。

変更については、定量的な基準だけではなく、沿線住民のニーズや満足度、変更による影響などを総合的に評価し、栃木市地域公共交通会議の協議を経て決定します。

5-1 評価指標における目標値の設定

各指標に対し目標値を設定するとともに、各項目の調査方法によって計測します。

【指標別目標値、調査方法】

取組み目標1：地域ごとの移動を支える路線バスとデマンドタクシーによるネットワーク形成
--

◎公共交通の充実度に関する満足度

指標	現状	目標値	調査方法
満足度 (ルート・ダイヤ・運行 頻度・運賃・接客・バス 停位置等)	46%	50%	意見箱等 出前講座等 アンケート調査

※栃木市総合計画後期基本計画における目標値50%

取組み目標 2 : まちづくりとの連携と採算性等を考慮した持続可能な公共交通サービスの確保・維持

◎ふれあいバス・蔵タクの利用者数（日平均）

項目	現状 平成30年度	目標	調査方法
ふれあいバス合計	629.2人	630人	実績報告書
①寺尾線	112.3人	110人	
②市街地循環線	38.6人	40人	
③市街地北部循環線	91.5人	90人	
④部屋線	106.9人	100人	
⑤真名子線	75.4人	80人	
⑥金崎線	18.6人	20人	
⑦大宮国府線	29.1人	30人	
⑧皆川樋ノ口線	48.6人	30人	
⑨小野寺線		20人	
⑩大平線	48.0人	25人	
⑪藤岡線		25人	
⑫岩舟線	60.3人	60人	
蔵タク	254.9人	255人	実績報告書

※第2次栃木市総合計画前期基本計画における目標値

- ・ふれあいバス年間利用者数：230,000人
- ・蔵タク年間利用者数：62,000人

◎ふれあいバス・蔵タクの収支率

項目	現状 平成30年度	目標	調査方法
ふれあいバス合計	8.5%	14.3% (収支割合1/7) ※市町村生活交通 路線運行費県補 助金が交付対象 となる割合	実績報告書
①寺尾線	19.6%		
②市街地循環線	5.4%		
③市街地北部循環線	12.3%		
④部屋線	8.5%		
⑤真名子線	11.0%		
⑥金崎線	2.4%		
⑦大宮国府線	4.9%		
⑧皆川樋ノ口線	6.4%		
⑨小野寺線			
⑩大平線	5.2%		
⑪藤岡線			
⑫岩舟線	7.9%		
蔵タク	15.2%	20.0% (収支割合1/5)	実績報告書

※平成26年10月市財政課作成「長期財政の見通し」において、歳入が10.14%の減少を見込むことから、運賃収入の増収と経費の削減により算出

- 平成30年度歳入 59,679,080千円
- 平成39年度歳入 53,630,005千円

取組み目標 3 : 公共交通の利用環境の改善

◎待合環境の整備件数、ノンステップバス・UDタクシーの導入数

指標	現状	目標値	調査方法
ふれあいバス停留所へのベンチ設置か所数	115か所	140か所	実態調査
ノンステップバス導入数	3 / 16台	6 / 16台	
UDタクシー導入数	4台	6台	